

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月十七日法律第三十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。